

中能登町立保育園 民営化移管法人選定審査基準

1. 目的

中能登町立保育園民営化移管法人選定委員会において、移管法人を選定するにあたり、審査基準を定める。

2. 審査方法

別紙「中能登町立保育園 民営化移管法人選定審査項目」に定める項目により評価する。（1人250点満点）

各委員の審査により総合点が最も高い者を移管法人として選定する。

ただし、全委員の評価の平均が、項目1～3の各項目における配点の合計が5割以上であり、かつ全体の合計が150点以上であることを最低合格基準とする。これらの基準を満たさない場合は、町が求める基準を満たしていないものとして、不合格とする。

※ヒアリング審査

参加申込書類の提出後、応募法人によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内を基本とし、会場への入室者は、事業責任者及び施設長予定者を含め3名以内とする。

中能登町立保育園 民営化移管法人選定審査項目

審査視点		資料番号	係数	配点
項目 1 法人の状況について				(計60点)
全体計画	①認定こども園を運営するにふさわしい熱意と理念を有し、明確な応募理由があるか。	1 10-1		10点
	②法人の組織体制等は、良好な運営を期待できるか。 法人の財産状況は適正・安定・継続的なものとなっているか。	1、2、3 5、6		10点
	③運営収支計画は適切であり、良好な施設運営が見込まれるか。	11、12、13		10点
経営状況	④法人指導監査において、重大な指摘事項はなかったか。 指摘事項があった場合、適切な改善がされているか。	7		10点
	⑤保育施設等の運営の実績は十分あるか。	1、8		10点
	⑥現に運営する保育施設等の教育・保育の基本方針や目標、職員配置は適切か。	8、9		10点
項目 2 園の運営について				(計160点)
教育・保育内容	①保育の方針や教育・保育目標、計画が子どもを主体としたものとなっているか。	10-1	×1.5	15点
	②現園の教育・保育内容や方針を継承する計画となっているか。 また、募集要領に沿った事業の実施が計画され、さらに拡充する計画となっているか。	10-3	×1.5	15点
	③障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について、対応が検討されているか。	10-3		10点
職員配置等	④職員の採用計画や処遇改善、継続的な雇用に関する考え方は適切か。また、職員の資質や専門性の向上に向けた研修等の取り組みが具体的に計画されているか。	10-4	×1.5	15点
	⑤教育・保育の質を向上させる取り組みが具体的に計画されているか。	10-5	×1.5	15点
健康管理	⑥子どもの発達や健康状態に応じた給食や食育を推進する取り組みが計画されているか。また、食物アレルギー等の配慮が必要な子どもへの対応について検討されているか。	10-5		10点
	⑦子どもの健康管理体制は適切か。	10-5		10点
安全対策	⑧事故等の防止への対応の取り組みの計画や考え方は適切か。	10-5	×1.5	15点
	⑨虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行う考えがあるか。	10-5		10点

保護者支援	⑩保護者との連絡・連携体制は適切か。また、保護者を支援する取組みが計画されているか。	10-5	×1.5	15点
	⑪地域や町内の保育園等との連携・交流に取り組む考え方があるか。また、地域の子育て家庭への支援が計画されているか。	10-5		10点
	⑫保護者の要望等に対する対応は適切か。また、苦情解決の仕組みを整備する計画があるか。	10-5		10点
緊急時対策	⑬緊急時の対策として、施設立地等を考慮した防災体制の整備がマニュアル等の策定により計画されているか。	10-5		10点
項目3 町立園からの引継ぎについて				(計20点)
引継ぎ	①引継ぎ保育は、在園児及び保護者の不安の解消、軽減を図るために極めて重要であるという認識のもと計画されているか。また、三者協議会を設置する計画となっているか。	10-6		10点
	②町会計年度任用職員が継続雇用を希望する場合、積極的に雇用する計画となっているか。	10-4 10-6		10点
項目4 その他				(計10点)
その他	その他、特にアピールする提案が評価できるか。	10-7		10点
配点合計				250点

【評価方法】 0～10点で評価する。一部項目は重要度を考慮し、係数1.5を乗じて15点満点として換算する。

【評価指標】 10点：特に優れている / 8～9点：優れている / 6～7点：良い / 5点：普通
3～4点：不十分 / 1～2点：内容が乏しい / 0点：提案できていない